

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1 種	永年	4 9		
産 業 建 設 常 任 委 員 会 記 録				
日 時	令和6年3月18日（月）	開会 閉会	午前 8時57分 午前10時50分	会場 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室1
出席者	委員長 吉野 寛招 副委員長 山本 啓介 委員 杉山 愛子 委員 森田 收三 委員 森光 一晴 委員 高橋 立一 委員 西村 泰一			
市側出席者	副 市 長（平井 和久） 農林水産課長（岡田 進一） 建設課長（楠瀬 晃） 港湾政策推進監（西山 文彦） 住宅・建築課長（國廣 哲也） 水道課長（中村 幸二） 総務課長（梅原健一郎） 【事務局】局長：嶋崎 貴寿 事務局員 横山 由美			
欠席者				記録者 横山 由美
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第 8 号 須崎市水道給水条例及び須崎市布設工事監督者及び 水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正 する条例について 原案可決				
市議案第 9 号 須崎市漁港管理条例の一部を改正する条例について 原案可決				
市議案第16号 専決処分の承認について《分割》 原案承認				
市議案第17号 令和6年度須崎市一般会計予算について《分割》 原案可決				
市議案第23号 令和6年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算について 原案可決				

市議案第27号 令和5年度須崎市一般会計補正予算（第12号）に
ついて《分割》

原案可決

市議案第28号 令和5年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第
4号）について

原案可決

市議案第30号 令和5年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）
について

原案可決

産業建設委員会記録《令和6年3月18日》

○午前8時57分 開議

~~~~~

○吉野委員長＝それでは、ただいまより産業建設委員会を開議いたします。

議事に入る前に、会議の進行に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うよう、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、産業建設委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第8号 須崎市水道給水条例及び須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について

○吉野委員長＝市議案第8号須崎市水道給水条例及び須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道課長。

○中村水道課長＝おはようございます。

それでは、市議案第8号須崎市水道給水条例及び須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。議案書は23ページから24ページでございます。

本議案は、生活衛生と関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道整備並びに関係行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、水道法の一部が改正されますことから、関係する条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたします。

第1条では、須崎市水道給水条例の一部改正といたしまして、第3条第1項及び第34条第2項ただし書中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

次に、第2条の須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正につきましては、第5条第6号中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和６年４月１日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝質疑なしと認めます。

それでは、本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第９号 須崎市漁港管理条例の一部を改正する条例について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第９号須崎市漁港管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝おはようございます。

市議案第９号須崎市漁港管理条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。議案書は２５ページ、２６ページにございます。

本議案は、漁港において、海や漁村の価値や魅力を生かすことを目的として、国が進めています海業を推進するため、漁港漁場整備法が改正されたことに伴い、須崎市漁港管理条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、第１条中、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、第１７条第２項中、「許可を受けた者」の次に「又は法第４３条第４項に規定する認定計画実施者（法第４４条第１項に規定する認定計画において法第４２条第２項第２号及び第３号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第５０条第１項各号に掲げる事項を定めたものに限る。）」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和６年４月１日から施行することといたしております。

以上です。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山さん。

○杉山委員＝この法律が変わったということなんですけど、何かこの法律改正の経緯なんかありましたら御説明ください。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝国が進める海業なんですけど、水産消費の大幅な減少などの課題に対して、漁港において海や漁港の価値、魅力を生かすことを目的としておりまして、その海業推進をするために、漁港施設、水域公共空き地を民間事業者の有効活用できるような漁港施設の制度が設けられたということにおいて、当時の漁港管理条例の一部を改正する意味でございます。

○吉野委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝ありがとうございます。よく分かりました。漁業の関係者の方から何か御意見はあったんですか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝いえ、こちらのほう、まだ、条例改正されたばかりなので、一応意見としては、ある一漁業組合長さんのほうから加工場施設を創設したいとか、そういうような御意見等は承っています。

○杉山委員＝ありがとうございました。

○吉野委員長＝ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第１６号 専決処分の承認について《分割》

○吉野委員長＝続きまして、市議案第１６号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝おはようございます。

それでは、議案書５７ページ、市議案第１６号専決処分の承認についてにつきま

して御説明をいたします。

本議案は、令和5年度須崎市一般会計補正予算（第11号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ4億2,705万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億6,036万9,000円とするものでございます。

それでは、引き続き各所管課から御説明を申し上げます。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝市議案第16号専決処分について御説明をさせていただきます。別冊令和5年度須崎市補正予算書2月補正、7ページを御覧ください。

第6款農林水産業費第3項水産業費第2目水産業振興費の331万3,000円につきましては、物価高騰対策として地方創生臨時交付金を活用し、漁業持続化事業を行ったものでございます。この事業においては、須崎魚市場に水揚げされた水揚げ額への奨励金及び養殖漁場の漁場料の還元で、漁協が行う事業に対して、それぞれ補助を行うものでございます。今回の補正につきましては、水揚げ奨励金の額が当初の見込みより増えたことから補正を行ったものでございます。

理由としましては、当初、過去3年間の水揚げ平均額の2%を見込んでおりましたが、本年度の水揚げについては、コロナの終息とともに、魚価の上昇があったことから、水揚げ額が増えたことによるものでございます。以上です。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

西村さん。

○西村委員＝すみません、農林水産課長、丁寧な御説明ありがとうございます。

昨年から、その前は地方創生臨時交付金で名前がコロナ対策みたいなことで、去年、今年、今年からですかね、燃油高騰対策にということで変わっておりますが、まず、南地区の野見、大谷漁協においては、漁場料の2分の1からは4分の3に上げた経緯があったと思います。その補正については、今回ではなく、前回にもう計上されているってような確認、思いでよろしいでしょうか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝はい、そうです。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝そうしたら、今回のは2%、水揚げが、パッチ網漁なんかは昨年度ちょっと好調やったってようなこともあって、ちょっとお金が足らなくなったというようなことからですかね。

○吉野委員長＝農林水産課長。

- 岡田農林水産課長＝はい、おっしゃるとおりでございます。
- 吉野委員長＝西村さん。
- 西村委員＝また、次年度においてっておかしいかもしれませんが、南地区上げた経緯もありますんで、また、昨年度と比べて、ここは今年1月から随分パッチ網漁らも漁獲高がへっちゅうと思いますんで、またひょっと、またこういう先のこと言々と分かん話ですけど、地方創生臨時交付金ひょっとつくとするならば、また、その辺の上乗せの検討もひとつお願いをいたしておきます。以上です。
- 吉野委員長＝農林水産課長。
- 岡田農林水産課長＝漁協としっかり情報共有しながら進めていきたいと思います。
- 吉野委員長＝ほかにございませんか。
- ないようですので、採決いたします。
- 本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第17号 令和6年度須崎市一般会計予算について《分割》

- 吉野委員長＝続きまして、市議案第17号令和6年度須崎市一般会計予算についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。
- 執行部の説明を求めます。
- 農林水産課長。
- 岡田農林水産課長＝市議案第17号令和6年度一般会計予算、農業委員会、農林水産課分について御説明をいたします。
- 令和6年農業委員会の分でございます。当初予算主要事業説明書の230ページからでございます。
- まず、第1項農業費第1目農業委員会費521万9,000円は、報酬、報償費及び各協議会等への負担金でございます。
- 231ページ、農業者年金委託業務に要する経費として、8万3,000円を計上しております。
- 続きまして、232ページ、農家台帳整備事業費33万円ですが、農家台帳の整備、運用に要する経費でございます。
- 233ページ、高知県農地集積支援事業費315万9,000円は、農家台帳の整理、修正や遊休農地調査等の実施に係る経費でございます。

続いて、234ページ、情報収集等業務効率化支援事業45万8,000円につきましては、農地の確認作業を行うに当たり、タブレットを活用し、現地確認や利用状況を入力し、農業委員会総会時の資料等に活用するものでございます。

続きまして、令和6年度の農林水産課、当初予算主要説明書の235ページからでございます。

まず、第1項農業費の第3目農業振興費55万1,000円は、各協議会等への負担金と補助金でございます。

236ページ、米需給調整総合対策事業推進費71万5,000円ですが、経営所得安定対策推進事業及び米需給調整事業実施経費でございます。

次に、237ページ、園芸用ハウス整備事業費2,414万5,000円ですが、本年度はミョウガ栽培のハウス2棟を整備するものでございます。

次に、238ページ、多面的機能支払交付金事業費507万8,000円ですが、農業、農村の多面的機能を支える共同作業を支援する事業でございまして、面積に応じてそれぞれの地区へ交付するものでございます。こちらの方、5団体に交付するものでございます。

次に、239ページ、環境負荷軽減促進事業費1,066万5,000円は、ヒートポンプ、防虫ネット導入に関する全額県費の事業費でございます。

240ページ、農業担い手支援事業390万円ですが、新規就農希望者に対して補助金、新規就農者の確保、育成を目的とした事業でございます。

241ページ、経営所得安定対策推進事業費378万8,000円は、国庫補助で、事業の趣旨、内容等の活動と併せて、要件確認事務に対する予算でございます。

242ページ、こうち農業確立総合支援事業費917万6,000円につきましては、溶液栽培システム導入に係る事業費でございます。

243ページ、環境保全型直接支払対策事業費19万円につきましては、有機農業に対する補助でございます。

244ページ、農業次世代人材投資事業費715万3,000円につきまして、1人につき150万円を最長5年間支給するものでございまして、令和6年度は6人を予定しております。

245ページ、燃料タンク対策事業費の450万円につきましては、南海トラフ地震による二次災害リスクの軽減を図るため、農業用燃料タンク6基分の整備に係る経費について補助するものでございます。

246ページ、複合経営拠点推進事業費2,000万円につきましては、JA100パーセント出資法人みのりが設置する農機具格納庫への補助でございます。

247ページ、農業用ハウス防災対策事業費793万5,000円は、園芸用ハウスの天井アーチ接続部分にレインペットという雨どいを設置し、ハウスの補強を行うものでございます。

248ページ、新規就農者経営発展支援事業費230万円は、就農した後、機械や施設への補助を行うことで、経営の安定を図る事業でございます。

249ページ、農地利用地域計画策定事業費67万2,000円につきましては、10年後の農地利用を明確化する事業でございます。

250ページ、新規就農者農地確保等支援事業費78万7,000円は、新規就農者の初期経費の負担を軽減する事業でございます。

251ページ、第4目農地費でございますが、市単農道維持管理事業費の464万6,000円は、農地の修繕や法印山トンネルの維持管理費などでございます。

次に、252ページ、農道舗装等負担金139万5,000円、これは池ノ内、上分、2改良地区の農道舗装の借入に係る償還金の負担分でございます。

253ページ、農道防災対策事業費560万円につきましては、法印山トンネルの照明更新工事に係るものです。

254ページ、農地費21万5,000円につきましては、土地改良事業及び災害復旧に係る賦課金及び農道管理事業に係る賦課金でございます。

255ページ、農業水路等長寿命化・防災減災事業費の9,950万円につきましては、横浪排水機場の機械設備工事費でございます。

256ページ、農業用ため池等緊急浚渫推進事業費1,900万円は、横浪排水機場遊水地掘削事業でございます。

257ページ、災害緊急対応補助金交付事業費50万円につきましては、大規模災害時の緊急対応に係る補助金でございます。

258ページ、県工事負担金水利施設整備事業4,200万円につきましては、池ノ内第2排水機場の整備負担金でございます。

259ページ、耕地自然災害防止事業700万円は、桑田山地すべり防止工事費でございます。

260ページ、第5目排水機維持費2,092万8,000円ですが、農林水産課が所管する排水機場の維持管理に要する経費でございます。

次に、261ページ、第2項林業費第1目林業総務費42万5,000円は、各協議会等への負担金でございます。

262ページ、鳥獣被害防止総合対策事業費1,519万5,000円は、イノシシなどの捕獲や新規狩猟者の講習、被害防止柵の設置などに対する補助金でございます。

263ページ、鳥獣被害防止総合対策交付金事業費462万5,000円につきましては、イノシシの捕獲補助に国の交付金の上乗せ補助でございます。

264ページ、森林環境譲与税基金積立金として3,595万5,000円でございます。

265ページ、森林環境整備事業費1,988万4,000円につきましては、

森林環境譲与税を活用したもので、主なものとしましては、森林整備の意向調査、事前準備や担い手育成支援等の費用に要する経費でございます。

次に、266ページの第2目林業振興費、みどりの環境整備支援事業費でございますが、未整備の人工林の間伐作業に要する経費でございます。

267ページ、環境先進企業との協働の森事業に係る経費として120万円を計上しております。

268ページ、森林整備地域活動支援推進事業費434万円は、森林組合が行う森林所有者の情報収集や森林の境界明確化に対する補助でございます。

269ページ、高性能林業機械導入事業費として145万円、こちらは森林組合による高性能林業機械フォワーダの導入に関する補助金でございます。

270ページ、林地崩壊防止事業費710万円につきましては、福良排水路の改良工事でございます。

271ページ、第3目林道費の20万円につきましては、農林水産課所管の林道補修に係る経費でございます。

次に、272ページの第3項水産業費の第2目水産業振興費ですが、水産振興に係る経費で、各協議会の負担金や利子補給などで297万9,000円となっております。

273ページ、水産資源保護増殖事業費として1,119万1,000円、こちらは主に新莊川へのアユの放流や、ヒラメ、イサキ、アワビ、キジハタ等の放流事業と中間育成場の維持管理経費でございます。

次に、274ページ、水産多面的機能発揮対策事業費154万3,000円は、池ノ浦と久通の藻場造成に対する補助と錦浦・町漁協の漁場生態系維持と清掃活動、大谷・双子大敷海面環境保全推進協議会に要する費用でございます。

次に、275ページ、新規漁業就業者支援事業費49万4,000円ですが、これは後継者育成のため、新規就業者を支援するための事業でございます。

次に、276ページ、放置漁船対策推進事業費400万円は、須崎市所管の漁港における所有者不明船の処分に係る経費で、6年度予定は20隻となっております。

277ページ、種子島周辺漁業対策事業費9,365万6,000円につきましては、漁船の施設整備に関することと、須崎釣漁協の加工場整備に係る補助金でございます。

278ページ、漁業災害対策資金利子補給事業費80万1,000円は、コロナウイルスの影響で売上げが減少した漁業者の事業継続に係る融資の利子補給でございます。

279ページ、魚市場建設事業費5億6,391万9,000円につきましては、既存市場の撤去及び新魚市場整備に関する経費でございます。

280ページ、漁船導入支援事業費300万円につきましては、町漁協所属組合

員の漁船購入に関する補助金でございます。

２８１ページ、第３目漁港管理費の７４７万８，０００円は、主に各漁港の修繕等の維持管理費を計上しております。

次に、２８２ページ、水産物供給基盤機能保全事業費９，２００万円につきましては、新荘漁港物揚げ場の補修工事設計委託料及び工事費でございます。

２８３ページ、安和漁港海岸高潮対策事業費２億１，３２０万円は、安和海岸保全施設おもに堤防の整備に要する経費でございます。

続きまして、市議案第１７号別冊、令和６年度須崎市一般会計予算の１０２ページ、第１１款の災害復旧費の説明でございます。第１項農林水産施設災害復旧費第１目現年発生補助災害復旧費３，０００万円、第２目現年発生単独災害復旧費を３００万円、第３目過年発生補助災害復旧費４５７万２，０００円、それぞれ計上しております。以上でございます。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝おはようございます。

市議案第１７号令和６年度須崎市一般会計予算のうち、建設課所管分について御説明申し上げます。

令和６年度当初予算主要事業説明書の２９０ページからでございます。第８款土木費第１項土木管理費第１目土木総務費の１２７万５，０００円につきましては、道路台帳管理システム保守委託料や各種協議会負担金に要する経費でございます。

続きまして、がけくずれ住家等防災対策事業費で４，０９０万円につきましては、多ノ郷地区で３箇所、吾桑地区で１箇所の工事を予定しています。

次のページに移りまして、公共残土場整備事業の２，０６０万円は、県道須崎仁ノ線鳥坂トンネル道路改良などの残土場予定地の用地測量、補償、土地鑑定評価の委託に係るものでございます。

次に、災害緊急対応補助金交付事業費の５０万円は、災害発生後の応急対応において、被災した地域の自治組織等で復旧作業が迅速に図れる体制を支援するものであります。

次のページに移りまして、第２目地籍調査事業費の１億２，０７４万４，０００円ですが、令和６年度の調査区は１年目工程で、西町１丁目、２丁目、２年目工程が横町、中町などを予定しております。

次に、第２項道路橋りょう費第１目道路橋りょう総務費の１４６万４，０００円は、事務費及び各種協議会等の負担金に要する経費となっております。

次のページの第２目道路維持費５，９１９万２，０００円は、市道維持管理費に要する経費で、道路附属施設等の修繕費や道路照明電気料などの需用費で８００万円、災害時などで発生する土砂取除きなどの役務費で６００万円、道路舗装長寿命化計画策定や市道草刈り等の委託料で３，３１６万円、工事請負費で７５０万円を

計上しております。

続きまして、第3目道路新設改良費の市単道路整備事業費1億7,420万円につきましては、市道のトンネル照明LED更新工事や舗装維持修繕補修に対応する工事予算となっております。

次のページへ移りまして、県工事負担金でございますが、市内の県道整備に係ります負担金で、150万2,000円を計上し、県道須崎仁ノ線の整備事業を予定しております。

次に、社会資本整備総合交付金事業費の6,000万円でございますが、上分依包樽線の測量設計委託や多ノ郷宮ノ川内4号線の道路改良工事などを予定しております。

次のページの辺地対策事業ですが、浦ノ内南岸の対象地区で、令和6年度は下中山の道路改良工事で2,000万円を計上しております。

次の302ページに移りまして、須崎総合高校新設道路建設事業費の3億6,900万円は、市道和田池ノ内線から須崎総合高校までの新たな通学路となる新設道路の整備工事に要するものでございます。

次の須崎総合高校通学路整備推進基金積立金2,090万1,000円は、新設道路整備に伴う高知縣市町村道整備交付金として基金に積立てるものであります。

次のページの道路メンテナンス事業費2億4,022万円につきましては、市内81箇所の橋梁点検や2箇所の橋りょう補修設計委託4,058万1,000円、工事請負費では、波介1号線1号橋ほか14橋の橋梁補修工事1億8,853万円となっております。

次に、第3項河川海岸費の第1目河川海岸保全費は、協議会、協会の負担金と河川補修、浚渫等の工事費としまして、857万円を計上しております。

次に、県工事負担金（河川海岸単独改良費）の250万円は、浦ノ内、鳴無、坂内の海岸陸こう閉鎖工事の負担金となっております。

次に、第4項港湾費でございますが、津波防波堤の要望に関する旅費や港湾協会会費などで54万3,000円となっております。

次のページに移りまして、国直轄港湾改修事業負担金（須崎港湾改修事業）ですが、6年度の事業予定は東防波堤の被覆、根固工を予定しております。負担金は2,118万8,000円の予定としております。

次に、第5項都市計画費第1目都市計画総務費の23万3,000円は、事業費及び協議会等の負担金に要する経費となっております。

次に、311ページ、第2目公園費の公園維持管理費の1,821万3,000円につきましては、公園緑地の維持管理費で、主なものとしましては、電気、水道などの需用費で323万円、清掃費や浄化槽維持管理業務委託料としまして997万9,000円となっております。また、南古市町児童公園のトイレ解体費や東川

内児童公園トイレ更新などの工事請負としまして、446万2,000円を計上しております。

次のページですが、シンボルロード維持費として、電気料や水道料などの需用費と、樹木剪定や除草、トイレ清掃の委託料で506万2,000円を計上しております。

次に、411ページに移りまして、第13款諸支出金第1項公営企業費第3目下水道事業会計繰出金で、4億4,676万6,000円を計上しております。

続きまして、市議案第17号別冊予算書の方をお願いいたします。こちらにつきましては、103ページからでございます。第11款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費第1目現年発生補助災害復旧費で3,000万円、第2目現年発生単独災害復旧費が600万円、第3目過年発生補助災害復旧費に834万2,000円を計上しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○吉野委員長＝住宅・建築課長。

○國廣住宅・建築課長＝おはようございます。

それでは、市議案第17号令和6年度須崎市一般会計予算の住宅・建築課所管分の事業費につきまして御説明申し上げます。

令和6年度当初予算主要事業説明書の301ページをお願いします。狭あい道路整備等促進事業費であります。この事業は狭隘道路の解消を図ることを目的とした国土交通省の補助事業で、都市計画区域内における建築基準法第42条第2項に規定される幅員4メートル未満の道路の整備のために、当該道路に接する土地について、道路中心線から2メートル以上セットバックさせて道路を拡幅することを条件に、事業費に対して2分の1の交付金が交付されます。事業費には、工事請負費として200万円を計上いたしております。

続きまして、飛びまして、310ページ、お願いします。建築総務費でございます。建築行政及び建築営繕業務に要する費用でございます。総額で23万6,000円、内訳といたしましては、8節旅費は県外旅費として2万5,000円、10節需用費は消耗品費として18万円、13節使用料及び賃借料は駐車場使用料として1,000円、18節負担金補助及び交付金は研修会受講負担金として3万円となっております。

続きまして、313ページになります、市営住宅維持管理費でございます。市営住宅、改良住宅等の維持管理に要する経費でございます。総額では4,602万1,000円、内訳といたしまして、1節報酬は市営住宅入居者選考委員会の委員報酬9万円、10節需用費1,770万9,000円につきましては、主なものとして、住宅維持管理修繕料1,685万1,000円となっており、残額は消耗品費、燃料費、電気料及び水道料などとなっております。11節役務費361万3,

000円につきましては、浄化槽や貯水槽の法定検査、構内排水設備清掃及び住宅敷地内の除草作業等に対する手数料等となっております。続いて、12節委託料168万8,000円につきましては、貯水槽の清掃や消毒等の維持管理委託料及び消防設備等保守委託料となっております。13節使用料及び賃借料37万円につきましては、野見市営住宅用地借地料35万円、桜川改良住宅テレビ共聴線共架料2万となっております。14節工事請負費2,070万円につきましては、退去補修工事として1,800万円、電子式水道メーター取替工事費として270万円となっております。また、21節補償補填及び賠償金184万4,000円につきましては、主に西町市営住宅からの移転補償費として計上しております。また、補償の額としましては、引っ越し費用等を勘案し、単身世帯12万6,000円、家族世帯14万6,000円といたしております。26節公課費7,000円につきましては、公用車の自動車重量税でございます。

続きまして、314ページ、収納管理費についてでございます。公営住宅の使用料の決定や納付書の発行、滞納整理や住宅明渡し訴訟に係る経費等でございます、総額で188万6,000円となっております。内訳としまして、10節需用費33万円につきましては、事務消耗品や印刷、封筒代等でございます。11節役務費41万円につきましては、郵送料、口座振替手数料等でございます。12節委託料54万6,000円につきましては、住宅明渡し訴訟の弁護士委託料であります。21節補償補填及び賠償金60万円は、住宅明渡しに対する裁判所への執行予納金となっております。

続きまして、次ページ、315ページ、東川内第1市営住宅除却事業費でございます。総額では4,835万6,000円、内訳は、11節役務費132万円、これにつきましては、住宅への残置物の廃棄処理手数料でございます。次に、14節工事請負費につきましては、東川内第1市営住宅、残り4棟、22戸を除却する解体工事費4,380万2,000円と一時収容施設の解体工事費323万4,000円、合計4,703万6,000円として計上いたしております。

次に、316ページ、公営住宅外壁改修事業費871万3,000円、12節委託料でございます。これにつきましては、長寿命化計画に基づき、改修時期を迎えております南永田市営住宅の外壁改修調査設計業務委託を行う費用となっております。

最後となります。次ページ、公営住宅給水設備改修事業費114万1,000円、12節委託料でございます。これにつきましても、先ほどと同じく、長寿命化計画に基づき、改修時期を迎えております南永田市営住宅の給水設備改修調査設計業務委託を行う費用となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

西村さん。

○西村委員＝建設課長、302ページ、303ページとの須崎高校新設道路建設事業費、これ3億6,900万円、全部市債になってますよね。その代わりに303ページの基金積立金ということが、国、県の支出で2,087万8,000円いただいて、この連動性というものはどういうふう、何か、どういうふうな形になってますか。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝まず、工事費自体が、過疎であるとか、国の基金とか借入金を入れる分と、全額に達しませんので、それ以外の費用につきましては、県の補助金を充てるということで、ここへ基金として積み立てていくという形になっています。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝それはいつまで積み立てされるんですか。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝工事は予定してる期間は、基本的には、本会議で説明したように、令和9年で完成を目指すということで、それが、工事が完成し終わった後にこの基金についてどうしていくかというのはまた議論するようになると思います。

○西村委員＝了解しました。

○吉野委員長＝よろしいですか。

西村さん。

○西村委員＝すみません、農林水産課長にお伺いをいたします。

まず、275ページ、新規、漁業の就労者支援ということで49万4,000円、今年1人ってお聞きいたしました、どちらの漁協でしょうか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝町漁協所属の組合員の方であります。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝それと、ここで課長に言うのが適切かどうか分かりませんが、漁協によって、新規、出せれる漁協と出せれん漁協、補助金をもらわず、新規就労でやられる漁協もあると思うんですよ。それはなかなかこの申請というか、手続きがややこしいとか、いろいろ声も聞こえてきますけど、何かもったいないような気がしますんで、その辺何か市として手助けみたいなことをされて、何とかもらえるような形でやっちゃったらええかなと思いますけど、その辺どうでしょうか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝おっしゃるとおりでございまして、結構手続きが複雑な面もございまして。ただ、須崎市としましては、各漁協に対してはこちらのほうに導入に関する周知というものはその都度その都度行っておるのが現状です。なかなか形態によ

って、使いづらいということもありますが、そういった面も含めて、漁業就業支援センターのほうにまた、都度、協議もして、使いやすいものにしていきたいと思います。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝よろしくお願いします。

そうしたら、農林水産課長、別のところですけど、255ページ、これ、横浪排水機場の長寿命化対策ということで9,800万、工事費がついてますけど、これは、ちょっと懸念しているのは、長寿命化ですね、新設じゃないというような考えでしょうか。今あるものを長寿命化っていうようなことでよろしいですか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝そのとおりでございます。なかなか、排水機場に関しましては、ポンプの更新というのがなかなか難しく、そういった古いものを取り替える等を行いながら長寿命化を行っていくというものであります。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝これはポンプ本体、ポンプですか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝すみません、配管の更新でございます、配管です。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝了解します。

もう1点、すみません、農林課長、もう1点です、ごめんなさい、これで終わります。

277ページ、種子島周辺漁業対策事業費、これ、釣漁協のほう加工施設っていうようなことをお聞きしましたが、どのような加工施設を造られるがですか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝こちらのほう、九石大敷が、現在、ふるさと納税等で、出荷をしております、その関係でやはりしっかりフィルムにしてほしいとか、そういった加工したものを送ってほしいという要望がございまして、そちらのほうに対する補助になります。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝それは総事業に対する割合というぐらいは、割合が大体どれぐらいですか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝まだ確定はしてないですが、基本的に消費税部分以外の補助ということを予定しております。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝そうしたら、ほぼほぼ全額補助というような考えでよろしいですか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝現在、まだ予算が確定していないっていうところも、事業費が確定していないということもありますが、そんな考えであります。以上です。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝いや、賛成します、もちろん賛成しますけど、釣はですよ、リマ事業と種子島、分けたと思いますけど、種子島のこの事業、大丈夫ですか。昔は、種子島の補助金としてやってましたけど、釣自体が種子島のほう行ってないでしょう。その辺が、補助金適用になるかということもうんと心配しちゃうがですけど。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝こちらのほう、設計業務のほうでして、こちらのほう去年に要望しまして、内示をいただいております。

○西村委員＝了解します。以上です。

○吉野委員長＝ほかにございませんか。

杉山さん。

○杉山委員＝住宅課長にお聞きします。

315ページの東川内の市営住宅の除却事業についてですけど、これ、除去した後のこの場所の利活用について、住宅地にするとか、そういう予定はあるでしょうか。

○吉野委員長＝住宅・建築課長。

○國廣住宅・建築課長＝そこにつきましては、あくまで住宅・建築課のほうでは経過年数、経過の除却ということで、後の活用については、うちのほうは特に予定は考えておりません。

○吉野委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝ありがとうございました。

そうしたら、建設課長にお聞きしたいですが、311ページの公園維持管理費についてですけれども、南古市町の児童遊園公衆便所解体工事ということで、解体した後、また新たなトイレなんかは設置されるのでしょうか。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝こちらの南古市のトイレにつきましては、しっかり懇談会等の要望で、利用がなかなかしづらいと、古い便所ということで、利用がしづらいということで、まず撤去しまして、その後は、前に富士ヶ浜がございますので、そういったところをイベントで活用する場合にトイレを設置する場所ということで、新たにトイレを設置するということは今考えておりません。以上です。

○吉野委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝ありがとうございます。

農林課長に何点かお聞きします。

245ページの燃料タンク対策事業ですが、燃料タンクの防災対策はちょっと気になるんですけど、対策はどのぐらい進んでいるのか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝この燃料タンク事業におきましては、施設園芸の燃料タンクに対する防災対策でございますが、須崎市全体で1,350基程度設置されておりまして、その中でやはり浸水、南海地震時の浸水エリアを主に、中心に防災対策を行って事業でございます。予算の関係上、年間6基程度しかなかなか進んでいないのが現状でございます。JAとはもうちょっと浸水区域をトリアージしてですね地域を限定をして進めていくべきじゃないかというような意見もいただいておりますが、なかなか予算の関係上、年間6基程度しか進まないのが現状であります。

○吉野委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝ありがとうございました。ぜひまた、できるだけ早く進むようによろしくをお願いします。

もう1点、農林課長にお聞きします。

243ページ、環境保全型直接支払対策事業費ですが、こちら、国も大変力を入れてやってるみどりの食料システム戦略でも、有機の肥料は増やしていこうということなんですけれども、前年度と比べましても、予算が下がっているんですが、こういったふうに今後この事業を進めていくような計画、例えばをお聞きしたいと思います。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝この環境保全型直接支払対策事業費は、主に有機農業推進のための補助金でございますが、杉山議員は質問で給食に導入してはどうかとかいうような提案もされてます。そちらのほう、四万十有機の会というところが実施しておりまして、10アールに対して1万2,000円というような補助でございます。特に昨年からは動きがないということで、面積的にほぼほぼ動きがないということで、削減となっておりますが、ただ、有機農業に関しては、県とも協議会を作っておりますね、協議をしてる中で、どうしても有機栽培をしたい、するというような方があまりおられないということで、引き続き有機農業に対する知識、知見を勉強しながら、ここも進めていきたいとは思ってます。

○吉野委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝ありがとうございました。市民の方の中には大変興味のある方もたくさんいらっしゃると思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○吉野委員長＝ほかにございませんか。

高橋さん。

○高橋（立）委員＝建設課長に伺います。

300ページの辺地対策事業ですけど、今年度から、何ていうか、計画の初年

度でしたかね、複数年の計画も。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝初年度というか。

○高橋（立）委員＝まあ、あの。

○楠瀬建設課長＝はい、そうですそうです。下中山自体はふだん、どうしても狭隘だということもありまして、いろんな事業を活用しながら整備をしている状況もございます。具体的に進めていくというのはこの6年度からということでご理解いただければ。

○吉野委員長＝高橋さん。

○高橋（立）委員＝久通が対象から外れたということだったと思いますが、そのとき、それに代わる対策はやっぱそれまでと変わらばあやっちゃらないかんじゃないかというふうなことを発言させてもらいました。当初のほうにそういった目的的な予算を組んでおられるのか、あるいはそのときの補正で対応していくというふうな感じがあるのか、その辺、分かってる範囲で構いませんが、お聞きしたいと思います。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝基本的には市道、市単道路の整備事業費で改良やってます。質問あった久通は、昨年も土砂崩れがあったりと、そういう災害が起きた場合には、当然補正ですが、専決なり応急な対応して改良しているところがございますので、基本的にはその状況応じて改良していくということを考えています。

○吉野委員長＝高橋さん。

○高橋（立）委員＝はい、分かりました。ということは、年度に、その年度その年度に限ったことじゃなくて、特に災害が起きたときは臨機応変に対応しながらということよろしいでしょうか。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝はい、そのとおりです。

○吉野委員長＝ほかにありませんか。

森田さん。

○森田委員＝農林水産課長にお聞きします。

263ページの鳥獣被害防止総合対策交付金事業費ですが、とうとう鹿が来たかなということで、10年ぐらい前にはちょっと鳴き声が聞こえるなというようなことを聞いておったんですが、4年度が13頭、5年度が40頭というふうに、この鹿というのもイノシシより始末が悪いなということで、これに対する1頭当たりの補助金と、それと狩猟者の動向、もう高齢化して随分と猟をする方がいなくなっているという、去年の人数の動向が分かっていたら、答弁をいただきたいと思います。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝鹿につきましては、こちら263ページにありますように、13頭ということでございますが、こちらのほうは狩猟期に対しての補助でございます。4年度全体としまして鹿は66頭、駆除をされております。その1頭当たりの上乗せにつきましては、鹿というものは非常に山の高い地で結構捕れるということで、なかなか処分に困る、処分が大変ということで、イノシシは7,000円でございますが、鹿は1頭当たり1万円というふうに上げさせていただいております。

そして、新規の狩猟者、高齢化でなかなか少ないということでございますが、こちらのほうに対しましては、新規取得する場合の補助というものはほぼ負担金、個人負担金ない程度の補助を行っております。ただ、御質問の人数の動向は、ちょっとごめんなさい、手元に資料ございませんので、また、お急ぎでしたら、また改めて報告をさせていただきます。以上でございます。

○吉野委員長＝森田さん。

○森田委員＝鹿の捕獲場所をつかんでいればという点と、猿は今のところ大丈夫でしょうか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝鹿の捕獲場所というものは市内各地で捕らえてますので、限定ということとはちょっとできませんが、あと、猿に関しましては、昨年末から城山の原町側のほうに1頭もしくは2頭、一緒に暴走してまして、農林水産課としても、捕獲のため、4か所にカメラを設置し、現在調査を行っているところであります。ただ、季節がようになったかどうか分かりませんが、猿の映像が全く撮れないということ、あと、苦情の情報がないということで、ちょっとお山に帰られたのかなというような感じがいたしてます。以上です。

○吉野委員長＝ほかにないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間、休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時10分 再開

○吉野委員長＝それでは、休憩前に引き続き会議をいたします。

市議案第２３号 令和６年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第２３号令和６年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○國廣住宅・建築課長＝それでは、説明します。議案書は６４ページ、市議案第２３号令和６年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明いたします。

別冊の特別会計予算書の６７ページでございます。第１条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，００４万５，０００円と定めており、第２条では、一時借入金の最高額を２億５，０００万円と定めております。

それでは、次のページ、６８ページからをお願いします。歳出から御説明いたします。歳出では、第１款事業費第１項住宅新築資金等貸付事業費といたしまして、住宅新築資金等償還推進助成事業費３６５万円を計上いたしております。内訳でございますが、７１ページをお願いします。８節旅費といたしまして、事務担当者の研修に係る県外旅費９万３，０００円、１０節需用費としまして、消耗品費、印刷製本費、燃料費、車両修繕料など２１万３，０００円、１１節役務費としまして、郵送料、印紙代等に１３万２，０００円、１２節委託料としまして、競売に係る弁護士委託料５５万円となっております。次に、１３節使用料及び賃借料では、出張時の駐車場及び高速道路使用料に２万５，０００円となっております。１８節負担金補助及び交付金２万８，０００円につきましては、事務担当者の研修会負担金２名分となっております。２１節補償補填及び賠償金としまして、競売開始に必要な裁判所への予納金などとして２６０万円となっております。また、２６節公課費といたしまして、公用車の重量税を９，０００円計上いたしております。

次に、第２款につきましては、前年度繰上げ充用金として１，６３９万５，０００円を計上し、予算編成を行うものでございます。

以上の歳出に充当する財源といたしまして、続いて、歳入を御説明いたします。戻りまして、６８ページからの歳入を御覧ください。第１款県支出金第１項県補助金として、償還推進助成補助金が４８５万１，０００円としております。第２款諸収入第１項貸付金元利収入１，５１９万４，０００円の内訳は、現年度分３３万４，０００円、過年度分１，４８５万８，０００円となっております。また、第２項雑入といたしまして、第１目滞納処分費、第２目雑入をそれぞれ合わせて２，０００

円を計上いたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝これにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第25号 令和6年度須崎市水道事業会計予算について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第25号令和6年度須崎市水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道課長。

○中村水道課長＝それでは、市議案第25号令和6年度須崎市水道事業会計予算について御説明いたします。

議案書は66ページで、別冊の須崎市の事業会計予算書は1ページからでございます。第2条、業務の予定量は、給水戸数を9,270戸、年間総配水量を386万9,000立方メートル、1日平均配水量を1万600立方メートルと見込んでおり、主な建設改良事業としまして、1億3,470万円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款事業収益は、前年度比約2.7%減の6億1,684万円。支出の第1款事業費用は、前年度比約2%減の5億7,201万7,000円といたしております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は、前年度比約4.6%減の1億9,870万円、支出の第1款資本的支出は、前年度比約10.2%減の4億2,719万4,000円といたしております。

なお、資本収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,849万4,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,784万2,000円と、減債積立金取崩し額7,702万1,000円並びに過年度分損

益勘定留保資金1億2,363万1,000円で補填することといたしております。

続きまして、次のページとなりますが、第5条の企業債につきましては、企業債の限度額を上水道事業で1億4,220万円、過疎対策事業で3,900万円、合計で1億8,120万円とし、借入金利は4.5%以内と定めております。

次の第6条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用では、各項に計上した予定額に過不足が生じた場合、同一款内での経費を各項の間で流用できるよう、条文として載せております。

続く、第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費の7,818万4,000円を定め、次の第9条では、他会計からの補助金としまして、一般会計からの補助金2,075万円を見込んでおります。

そして、最後に、第10条でございますが、ここでは棚卸資産購入限度額を50万円と定めております。

以上が予算の概要でございますが、これらの説明といたしましては、3ページ以降に予算実施計画や予定キャッシュ・フロー計算書、その他関係書類を添付いたしておりますので、御参照いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ありませんか。

森田さん。

○森田委員＝非常に初歩的な質問ですが、給水戸数の9,270という、これの出し方というんでしょうか、給水計が一つのことというふうに数えるんですか。

○吉野委員長＝水道課長。

○中村水道課長＝1戸としては、そうです、給水、契約戸数ですね、こちらのほうを1戸と数えております。出し方といたしましては、市民課の出しております、毎月というか、毎年、年度末とか、毎月に出しておりますけども、その戸数にある計数を掛けて算出をいたしております。

○吉野委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○吉野委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長。

○中村水道課長＝すみません、ちょっと勘違いをいたしておりました。給水戸数といったしましては、契約数で計算しておりますので、すみません、よろしくお願いします。

○吉野委員長＝ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第26号 令和6年度須崎市下水道事業会計予算について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第26号令和6年度須崎市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○楠瀬建設課長＝市議案第26号令和6年度須崎市下水道事業会計予算について御説明いたします。

議案書、67ページ、別冊須崎市下水道事業会計予算、1ページからでございます。須崎市下水道事業は令和6年度から地方公営企業法の全部適用を受けるため、予算書の形式も次年度予算から基本的には水道事業とほぼ同様となっております。

まず、第2条、業務の予定量は、水洗化人口1,384人、年間有収水量を13万5,185立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業としまして、3億3,200万円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款事業収益は5億3,220万2,000円で、支出の第1款事業費用は4億9,523万円といたしております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は6億2,004万9,000円で、支出の第1款資本的支出は7億3,652万1,000円といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,647万2,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額491万

8,000円と、損益勘定留保資金1億1,155万4,000円で補填すること
といたしております。

次のページに移りまして、第5条の企業債につきましては、記載の限度額を下水道事業で2億300万円、過疎対策事業で8,950万円、合計で2億9,250万円とし、借入金利を4.5%以内と定めております。

次の第6条では、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用では、各項に計上した予定額に過不足が生じた場合、同一款内での経費を各項の間で流用できるよう、条文として載せております。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費の2,362万2,000円を定め、次の第9条では、他会計からの補助金としまして、一般会計からの補助金2億2,684万7,000円を見込んでおります。

以上が予算の概要でございますが、これらの説明といたしまして、3ページ以降に予算実施計画書や予定キャッシュ・フロー計算書、そのほか関係書類を添付しておりますので、御参照くださいますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○吉野委員長＝説明終わりました。

これより質疑に入ります。

西村さん。

○西村委員＝初歩的な質問ですけど、建設課長、この人口1,384人っていったら、大間本町、西町、山手町それは分かりますけど、給水、取水量ですよ、これは西崎、妙見の雨水も含まれておりますでしょうか。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝ちょっと暫時休憩、構いませんでしょうか。

○吉野委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

○吉野委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○楠瀬建設課長＝西村委員のご質問、汚水の流量と考えていただければと思います。

○西村委員＝ありがとうございます。

○吉野委員長＝ほかにございませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時の間、休憩します。

午前１０時２７分 休憩

午前１０時３４分 再開

○吉野委員長＝それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○楠瀬建設課長＝すみません、下水道事業の会計のほう、補足をちょっと抜かしておりましたので、させていただきます。

予算書、別冊の９ページでございます。こちらのほうの債務負担行為に関する調書、こちらのちょっと説明を忘れておりましたので、させていただきます。

須崎市公共下水道施設等運営事業で、限度額が５億１，４１９万４，０００円、これ期間が令和元年から５年までで、金額は１億２，７６９万８，０００円です。

次の当該年度以降の支払義務発生予定額の期間が令和６年度から令和２１年度までが３億８，６４９万６，０００円、左の財源内訳としまして、国庫補助金が５，７００万、その他３億２，９４９万６，０００円、以上が説明抜かっておりましたので、説明させていただきます。

○吉野委員長＝追加補足、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝それでは、次行きます。

市議案第２７号 令和５年度須崎市一般会計補正予算（第１２号）について《分割》

○吉野委員長＝続きまして、市議案第２７号令和５年度須崎市一般会計補正予算（第１２号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝市議案第２７号令和５年度須崎市一般会計補正予算、３月補正農業委員会、農林水産課分について説明させていただきます。

別冊補正予算書18ページからでございます。第6款農林水産業費第1項農業費第1目農業委員会費の48万7,000円につきましては、農地利用最適化交付金の内示額に合わせた更正でございます。

続きまして、第3目農業振興費3万5,000円につきましては、米需給調整総合対策事業推進費の消耗品費及び郵送料、印刷費でございます。

続きまして、第3項水産業費第2目水産業振興費532万8,000円につきましては、高知県漁業生産基盤維持向上事業費の藻場所の設置に係る減額と種子島周辺漁業対策事業費、町漁業のラインホーラーの設置取りやめによる減額補正でございます。

続きまして、第3目漁港管理費41万1,000円につきましては、野見航路等設置に係る費用でございます。

次に、22ページ、第11款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費第3目過年発生補助災害復旧費の369万4,000円につきましては、令和4年度農業施設災害9件分の起債費用に係る振り分け更正でございます。

次に、5ページに戻りまして、第2表繰越明許費補正、第6款農林水産業費第1項農業費の地域農業水利施設ストックマネジメント事業費641万8,000円につきましては、池ノ内第一排水機場の補機工事、建屋の照明取替え工事の繰越しでございます。

次に、農地費1,800万円につきましては、池ノ内第二排水機場の県営工事の負担金分になります。

次の農業水路等長寿命化防災減災事業費1億2,600万円につきましては、横浪排水機場の配管更新工事のための繰越しでございます。

続いて、農業用ため池等緊急浚渫推進事業費1,200万円につきましては、源蔵遊水地の掘削工事のための繰越しでございます。

続きまして、第2項の林業費、森林環境整備事業費712万9,000円につきましては、森林組合への城山森林遊歩道の整備に係る委託料と森林学習等の委託料でございます。

続きまして、第3項水産業費の漁港防災対策事業費290万円につきましては、深浦漁港の浚渫に係る費用でございます。

続いて、水産物供給基盤機能保全事業費1,550万円につきましては、新荘漁港物揚げ場の長寿命化工事に係る費用でございます。

続いて、海岸堤防老朽化対策事業費500万円は、市内一円の海岸施設の老朽化対策に係る費用でございます。

そして、6ページ、第11款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助災害復旧事業費2,800万円につきましては、令和5年度災害復旧事業としての繰越しでございます。以上でございます。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝市議案第２７号令和５年度須崎市一般会計補正予算（第１２号）のうち、建設課所管分につきましてご説明いたします。

別冊補正予算書１９ページから２１ページでございます。第８款土木費第１項土木管理費第１目道路総務費の１，８５０万円は、公共残土場整備事業に係る用地補償及び土地鑑定等の委託料を減額するもので、県事業進捗を踏まえまして、新年度予算に改めて計上を予定しておりますのでございます。

次の第２目地籍調査事業費の２，５９１万円の減額更正は、国の交付決定の確定によるものでございます。

次に、第２項道路橋りょう費第２目道路維持費で４６万５，０００円を増額、第３目道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金事業費の４９９万９，０００円は、国の交付決定額確定による減額更正で、須崎総合高校通学路整備推進基金積立金の２，５２９万３，０００円が交付金額の減額による更正となっております。また、道路メンテナンス事業費の１００万円は、事業の繰越しによる単費継足分の減額更正でございます。

続きまして、２１ページ、第３項河川海岸費第１目河川海岸保全費で１１万円の増、第４項港湾費第１目港湾費の３，４８３万１，０００円の内訳としまして、須崎港防波堤改良事業等に係る国直轄港湾改修事業の補正による負担としまして、２，４７５万１，０００円、港町の耐震強化岸壁の整備に係る県工事負担金が１，００８万円となっております。

次に、第５項都市計画費第１目都市計画総務費の２００万円は、下水道事業特別会計繰出金の更正となっております。

次に、５ページに戻っていただきまして、第２表繰越明許費補正でございますが、第８款土木費第１項土木管理費がけくずれ住家防災対策事業費で３，５００万円の繰越しとなっております。

次のページに移りまして、第２項道路橋りょう費の県工事負担金４３０万３，０００円は、県道須崎仁ノ線の道路改良の負担金であります。

次に、道路メンテナンス事業費の３５６万７，０００円は、橋梁の補修及び耐震補強工事に係るものでございます。

続いて、第３項河川海岸費、県工事負担金の１８６万３，０００円は、浦ノ内、今川内地区の堤防改良工事に係るもので、第４項港湾費、県工事負担金の２，０１６万円は、県工事の補正に伴ったものでございます。

次に、第５項都市計画費、公園維持管理費の８０万円は、公園の境界確定業務に係るものでございます。

次に、第１１款災害復旧費第２項公共土木施設災害復旧費の現年発生補助災害復旧事業費は、件数が１１件で、金額は４，５００万円、過年度発生補助災害復旧事

業費が２件、７００万円を繰り越すものでございます。

最後に、第８款土木費第５項都市計画費の下水道事業特別会計繰出金は２００万円を追加し、９００万円としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山さん。

○杉山委員＝補正予算書の２１ページ、港湾費ですが、国直轄港湾改修事業負担金についてですけれども、これは今、国と県が、協定を結ぼうということになっている特定重要港湾に係る整備ということとは関連はしていないのでしょうか。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝関連は全くございません。

○杉山委員＝はい。

○吉野委員長＝ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第２８号 令和５年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第４号）について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第２８号令和５年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○楠瀬建設課長＝令和５年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第４号）につきまして御説明いたします。

議案書６９ページ、別冊補正予算書の２５ページからでございます。第１条、歳入予算の補正につきまして、２９ページの事項別明細書の歳出から説明いたします。

第１款下水道費第１項下水道費第２目下水道建設費２００万円を財源更正するものでございます。

２８ページに戻りまして、歳入では、第４款繰入金第１項他会計繰入金第１目一般会計繰入金で２００万円を増額し、第６款市債第１項市債第１目下水道債で２００万円を減額補正するものでございます。

続きまして、２６ページの第２表繰越明許費補正につきまして、第１款下水道費第１項下水道費の下水道施設管理費の１００万円は、ポンプ場の浚渫工事を繰り越して実施する必要がございましたので、追加しております。

以上、よろしくお願いします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第３０号 令和５年度須崎市水道事業会計補正予算（第３号） について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第３０号令和５年度須崎市水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道課長。

○中村水道課長＝市議案第３０号令和５年度須崎市水道事業会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

議案書は７１ページ、別冊水道事業会計補正予算書は１ページを御覧ください。第２条収益的収入及び支出の補正でございますが、令和５年度末退職者の退職金の一部につきまして、一般会計からの繰入れがございますことから、収入の部、第１款事業収益第２項営業外収益並びに支出の部、第１款事業費用第１項営業費用をそれぞれ１，６９２万４，０００円増額するものでございます。

また、これによりまして、第３条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきまして、職員給与費１，６９２万４，０００円増額し、１億６１万３，０００円、続く第４条他会計からの補助金も１，６９２万４，０００円増額し、３，９９９万９，０００円に改めるものでございます。

なお、2ページ以降には、補正予算実施計画書と明細書を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会で審議すべき議案は終了いたしました。ほかになにかございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝なければ、以上で産業建設委員会を散会いたします。

~~~~~

○午前10時50分 散会